

【解説文】

覚

一 此度殺生・博奕目付組頭中江被 仰付候、右ニ付組々百姓代下目付被 仰聞候ニ付、仲間極仕候、依之名前書印置申候、自今随分心付不埒之義茂見掛ケ候ハ、早速御進達可仕候、以上

殺生目付

百姓代

新右衛門印
小十郎印
平助印
次八印

博奕目付

百姓代

覚左衛門印
次左衛門印
新六印
長八印

右之通相極申候ニ付、名前書印申候、以上

酒卷村

百姓代

明和七寅年十一月

新右衛門印
小十郎印
平助印
次八印
覚左衛門印
次左衛門印
新六印
長八印

名主

治右衛門殿

組頭中

【読み下し文】

覚え

一つ、此の度殺生・博奕目付組頭中へ仰せ付けられ候、右ニ付き組々百姓代下目付仰せ聞かされ候ニ付き、仲間極め仕り候、これに依り名前書き印し置き候、自今随分心付け、不埒の義も見掛ケ候ハ、早速御進達仕るべく候、以上

【現代語訳】

覚え

一つ、このたび殺生・博奕目付が（藩から村内の）組頭中へ仰せ付けられました。右につき組ごとの百姓代へは下目付がおおせ聞かされることになったので、仲間（内）で取り極めました。これにより（取り極めた）名前を書き印形するものです。今後、十分に注意をして、不埒の出来事を目にしたならば、早速に（名主・組頭中を通じて藩へ）御進達仕ります。以上

※（ ）内は意味の補足